

食品衛生管理の国際標準化を求める意見書

食品衛生管理の国際的な手法であるHACCPについては、先進国を中心に導入が義務化されていますが、我が国においては、小規模事業所を含めた食品製造業全体における導入状況が3割以下にとどまるなど、普及がおくれています。

一方、食品衛生法では、営業許可の対象を34業種としていますが、これら以外にも都道府県等の条例で対象となる業種があり、また、事業者が自主的に食品の回収等を行った場合に報告を義務づける規定がないなど、一元的な管理が難しい状況です。

さらに、食品用器具・容器包装については、欧米等で使用が禁止されている物質であっても、個別の規格基準を定めない限り直ちに規制できないなどの課題があります。

よって、政府は、食品衛生管理の国際標準化を図るため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 消費者を第一に考えて、食品の製造、加工、調理、販売等を行う食品事業者全体で衛生管理の取り組みを進め、衛生管理を「見える化」すること。
2. HACCPによる衛生管理の制度化に当たっては、食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえ、小規模事業者等に配慮した実現可能な方法により、十分な準備期間を設けて取り組みを進めること。
3. 全ての食品事業者がHACCPによる衛生管理に取り組むことを前提に、営業許可制度の見直しもあわせて進めること。その際には、施設基準などを定める都道府県等の条例に配慮すること。
4. 食品事業者が製造、輸入した製品を自主的に回収する場合であっても、その情報を把握する仕組みを構築すること。
5. 食品用器具・容器包装の規制にポジティブリスト制度の導入を検討するなど、欧米等との整合性を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月22日

枚方市議会議長 福留利光

〈提出先〉

厚生労働大臣

消費者及び食品安全担当大臣